

## 大垣市社会福祉法人連携協議会 設立趣意書

現在、児童・障がい・高齢者分野の生活支援サービスには、多様な福祉サービスを提供する各種経営主体の運営条件同一化や、社会福祉法人（以下、法人）の税制上の論議など、法人を取り巻く環境は、厳しい現状にあります。また、多様な経営主体が福祉サービスに参入していることから、地域住民に法人の役割や意義等が正しく理解されていない状況にもあります。

このため、社会福祉法人制度改革では、法人及び法人施設等が従前からの社会福祉事業にかかる福祉サービス提供の中心的な役割を果たすとともに、他の経営主体や既存の制度では対応できない、多様な福祉ニーズへのきめ細かな対応を通じた地域社会への貢献を法人個々の責務として位置づけられました。（社会福祉法第24条第2項）

しかしながら、限られた人員体制や資金といった諸事情により、法人が継続的、安定的に取り組むことが難しい場合もあり、その取組みも限定的になるなど、法人の役割等を周知・理解においても限界があります。

このようなことから、法人に課せられた責務を実践する方策の一つとして、市内等の法人が連携・協働し地域に貢献する仕組みとなるべく、また、各法人の顔の見える関係づくりを推進するため「大垣市社会福祉法人連携協議会」を設立する運びとなりました。

つきましては、この仕組み（体制）による取組みを通じ、地域における身近な社会福祉拠点として必要不可欠な存在となるよう、趣旨にご賛同を賜り、本会に積極的にご入会くださるよう、お願い申し上げます。

2019年5月吉日

大垣市社会福祉法人連携協議会  
設立準備委員会 委員長 西川 郁夫